

閱覽用

令和元年8月20日

第8回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第8回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年8月20日(火) 午後1時59分から午後3時04分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員 (19名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員 (15名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員（4名）

21番 佐久間 敏 委員、23番 平 義一 委員、28番 石川 重彦 委員、
29番 遠藤 伝栄 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第58号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願出につい

て

第8 議案第59号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計

画の承認について(利用権貸借)

第9 議案第60号 二本松農業振興地域整備計画の変更について

7 農業委員会事務局職員

参—事—佐藤俊明 事務局長 遠藤吉嗣 農地係長 野地 通

農地係 増田祐介

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和元年第8回二本松市農業委員会を開会いたします。

（宣告 午後1時59分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、19名、推進委員19名中、15名で定数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、21番佐久間敏委員、23番平義一委員、28番石川重彦委員、29番遠藤伝栄委員より、欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、9番武藤一夫委員、10番馬場利正委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名、会議書記には、事務局職員・遠藤吉嗣君と野地通君を任命します。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第4、議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案説明の前に皆様に配布いたしました議案正誤表をご覧くださいと思います。

議案書15ページ、議案第60号「二本松農業振興地域整備計画の変更について」の総括表に誤りがありましたので、訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案書3ページをご覧ください。

議案第55号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和元年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、譲渡人・[]は相手側要望のため、譲受人・[]は経営規模拡大のため、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号2につきましては、貸付人・[]は経営移譲年金受給のため、借受

人・[]は農業経営継承のため、申請地に使用貸借権を設定するものであります。

番号3につきましては、譲渡人・[]は相手側要望のため、譲受人・[]は経営規模拡大のため、申請地を売買により所有権移転するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

15番（佐藤孝志）委員 議案第55号番号1について調査結果をご報告いたします。

[]さんについては8月15日のお昼頃にお伺いし、[]さんとの時間調整をお願いし、その結果、8月17日午前7時50分頃に現地にお伺いしまして、[]さん、[]さん、私と推進委員の大内信一委員の4人で書類確認及び現地確認をいたしました。その結果、事務局の報告の通り相違ありませんのでご報告いたします。

12番（中山博之）委員 議案第55号の番号2について、調査結果をご報告いたします。

この件は前々回、山林との交換で[]さんがこの土地を取得したのですが、[]さんと[]さんは娘婿の関係でありまして、同居しております。経営委譲ということで18日に長一さんに確認したところ、間違いないと

のことで、何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

3番（武藤善朗）委員 議案第55号番号3について調査内容をご報告いたします。

8月16日に私と佐藤美由紀推進委員とともに譲渡人・[]氏と譲受人・[]氏から聞き取り及び現地調査を行いました。譲渡人の[]氏には電話で確認をし、申請に間違いがないとのことでした。内容は事務局の説明の通りです。調査の結果、何ら問題がないため、許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、それでは採決いたします。

議案第55号1から3について、原案の通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第55号1から3については、原案の通り許可することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第56号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第56号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、申請人・XXXXXXXXXX、高齢で農業に従事するのが困難なため、申請地に長屋住宅を建築しアパート経営を行います。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号2、申請人・XXXXXXXXXX、議案第57号5と同一事業であります。申請人は実家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既設水路へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号3、申請人・[REDACTED]、申請人は賃貸住宅に住んでいますが、将来の生活設計を考え実家のそばである申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を建築するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員 議案第56号番号1について、調査内容をご報告いたします。

8月17日午前10時、推進委員・大石忠雄さんと共に、申請人・[REDACTED]さんとお話をしましたが、高齢のため耳が遠く、また息子さんも亡くなっているため、孫の[REDACTED]さんから内容の聞き取り並びに現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りであり、現場は計画地南東側にアパートがあり、また近辺は宅地化が進んでいるかと思われます。調査の結果、特に問題はなく許可適当と考えます。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

4番（佐藤勝則）委員 議案第56号2番につきまして調査内容をご報告いたします。

8月17日午前中、松本正典推進委員とともに申請人の[REDACTED]さんを交え

て、現地確認並びに聞き取り調査を実施いたしました。転用理由につきましては只今の事務局説明の通りでありまして、現地を確認いたしましたところ、何ら問題なく許可相当と考えるので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第56号3番について、調査内容をご報告いたします。申請人・XXXXXXXXXX氏に8月11日に電話いたしましたところ、12日にお盆休みのため実家に帰省するとのことで、12日に現地にて説明を受けました。古い家の建て替えということでありましたが、合筆で許可にならないとのことで、この地に申請するとのことでした。私としては許可相当と考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第56号1から3について、原案の通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第56号1から3については、原案の通り許可することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第57号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和元年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、譲渡人・[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、住宅地に適している申請地に宅地分譲を
計画します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第二種住居地
域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

議案書6ページをご覧ください。

番号2、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]・[REDACTED]、譲受人は集合住

宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を
計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請
地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断さ
れるものであります。

番号3、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は貸家に住んでいま

すが、子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚

水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号4、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、借受人は将来の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既設水路へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号5、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、議案第56号2と同一事業であります。譲受人は実家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既設水路へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号6、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、土木建設工事の需要増加に伴い、既存の資材置場では手狭となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張の用に供するために行われるものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号7、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]

[REDACTED]、事業拡大に伴い支店隣地を借用し資材置場として利用していますが、返還期限が迫ってきたため、新たに申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書8ページをご覧ください。

番号8、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]

[REDACTED]、事後申請となります。15年前に建設業を開業してから使用している資材置場が違反転用状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号9、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]

[REDACTED]、ガス化炉プラントを設置、運用するための通路及び見学者用の駐車場が必要であるため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号10、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、事後申請となります。

平成10年に居宅を増改築する際に建てた作業場及び平成24年頃に建てた物置が違反転用状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団

の農地であり、第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張の用に供するために行われるものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号11、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、事務所兼作業所の移転に伴い、資材置場と駐車場が不足するため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案第57号番号1について調査結果を報告いたします。

8月17日午後、現地にて譲受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人・[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんから8月17日に電話で確認をいたしまして、内容に間違いがないとのことでした。内容は事務局の通りです。調査結果、第3種農地であることもあり、特に問題はなく許可妥当と考えますので、皆様のご審議よろしく願います。

続きまして、議案第57号番号2について調査内容をご報告いたします。8月17日午後、現地にて譲渡人の[REDACTED]さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞

き取り調査を行いました。譲受人の[]さんから8月17日に電話にて内容に間違いがないと確認いたしました。内容は事務局の通りです。調査結果、第3種農地であり、特に問題がないため許可相当と考えるので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

続きまして、議案第57号番号3について調査内容をご報告いたします。8月17日午後、現地にて譲渡人の[]さんと譲受人の[]さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。内容は事務局の通りです。調査結果、第3種農地ということもあり、問題がないため許可相当と考えるので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

10番（馬場利正）委員 議案第57号番号4について調査結果をご報告いたします。

8月17日、私と伊藤金志推進委員と二人で[]さんのご自宅にお伺いいたしまして聞き取り調査をいたしました。[]さんと[]さんはおじいさんと孫との関係で、調査の結果、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。

4番（佐藤勝則）委員 議案第57号番号5について聞き取り調査の報告をいたします。

8月17日の午前中に大平の松本正典推進委員とともに譲受人の[]さん立会いのもと、現地調査並びに聞き取り調査をいたしました。なお、譲渡人の[]さんの電話をかけたところ、「現在この電話は使われておりません」

とかえってきてしまい、■■■■■さんに■■■■■さんのご自宅を伺ったところ、すぐ後ろの住宅ということで、■■■■■さんに連絡を取れるか確認をしましたところ、18日午後に■■■■■さんに現地並びに聞き取り調査を行いました。転用理由については事務局説明の通りでありまして、何ら問題なく許可適当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

15番（佐藤孝志）委員 議案第57号番号6について調査結果をご報告いたします。

8月13日に譲渡人・■■■■■さんに都合を確認しましたところ、8月17日の午前8時30分に私と推進委員の大内信一委員とともに書類並びに現地調査をいたしました。その結果、何ら問題なく事務局報告の通りであります。これは平成31年1月の議案第4号番号7の案件の隣接地であります。

続きまして、議案第57号番号7についてご報告いたします。譲渡人・■■■■■さんと譲受人・■■■■■ ■■■■■ ■■■■■さんであります。が、譲渡人・■■■■■さんにつきましては、8月13日午前中にお伺いしましたところご在宅でありましたので、書類の確認と現地調査を行いましたところ、間違いのないとこのことで確認をいたしました。■■■■■の■■■■■さんにつきましては、仕事の関係でなかなか時間が取れませんでしたので、8月19日午前9時30分に事務所に伺いまして、奥様の■■■■■さんに書類の確認をお願いし、現地確認をしていただきましたところ、事務局説明の通りで何ら問題ないと判断いたしました。推進委員の大内信一委員とともに伺いし確認

をいたしました。ここは道路に大型車両などが出入りすることから、事故などが発生しないようにと申し上げました。以上でございます。

1 番（野地太郎）委員 議案第 5 7 号 8 番について調査結果を報告いたします。

譲渡人・株式会社 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] さんについて、転用理由については事務局説明の通りでありましたが、地主さんから土地を買ってくれという話がありまして、違反転用が判明し、何卒ご寛大な処置をお願いしますとの顛末書もついております。推進委員の堀川英二委員とともに 8 月 1 4 日に [REDACTED] さんと立ち会いまして確認しました。譲渡人・ [REDACTED] さんにつきましては、 [REDACTED] におりますので、電話で確認を取りました。その結果、自分たちはやむを得ないのかなということで判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

1 7 番（佐藤信喜智）委員 議案第 5 7 号 9 番についてご説明いたします。

8 月 1 2 日に譲渡人・ [REDACTED] さんと譲受人・ [REDACTED] さんはお盆休みのため実家に帰省したとのことでありましたので、電話で確認をし、内容に間違いがないとのことであります。現地で説明をしていただき、何ら問題ないと思えます。

1 0 番については 8 月 1 2 日に伺い、住宅を建て替える際に建てた物置が違反転用状態であり、顛末書も提出していることから、私としては許可適当と思えます。よろしく申し上げます。

18番（菅野保治）委員 議案第57号番号11について調査内容をご報告いたします。

8月12日午前11時より佐藤一男推進委員とともに貸付人の■■■■さん、借受人の■■■■さんとともに現地において話を伺いました。話を伺った結果、事務局説明の通りであり、許可適当と判断しました。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第57号1から11について、原案の通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第57号1から11については、原案の通り許可することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第58号「農地法第4条の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

議案第58号農地法第4条の規定による許可処分の取消願出について。

次のとおり申請があったので、下記の土地について許可処分を取り消すものとする。

令和元年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

申請人は左記所在地について、令和元年5月23日付けで転用許可を受け、許可後、いちご栽培を行うビニールハウス増設に伴う資材置場等に利用する計画をしていました。しかし、いちごの販売ルートが確保できずビニールハウス増設の必要性がなくなったことから、事業を取り止め農地法第4条の許可を取り消すものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

13番（安齋 栄）委員 議案第58号について調査内容を報告いたします。

この案件は、申請許可取消ということでございますので、特に現地立会いの必要もなくともよいと思い、申請人の■■■■氏に8月16日に電話にて確認をし、取消願出を出したことを間違いがないとのことでありました。なお、申請理由については事務局説明の通りです。私としては許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第58号について、原案の通り許可を取り消すことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第58号については、原案の通り許可を取り消すことに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第59号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

議案第59号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和元年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、8月30日を予定しております。農地流動化の状況について、

議案書13ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区2筆4, 932㎡、合計2筆4, 932㎡の計画内容でございます。なお、今回の利用権貸借は再設定のみでありますので、朗読説明は省略させていただきます。

利用権設定の番号1の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第59号について原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第59号については、原案の通り承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第60号「二本松農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書14ページをご覧ください。

議案第60号二本松農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により策定した二本松農業振興地域整備計画の変更について、二本松市長から意見を求められたので同意するものとする。

令和元年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の見直しは、6月に締め切った随時見直しとして実施するものであります。編入については0、除外については28,909.32㎡となっております。なお、除外については宅地等とするものが35筆28,909.32㎡となります。

それでは、農用地除外について、ご説明申し上げます。議案書17ページをご覧ください。

番号1については、 番、畑、225㎡に分家住宅を建築するものであります。第1種農地であります。集落接続事業に該当するものと見込まれるため、許可可能と見込まれます。

番号2については、 番、畑、67㎡に住宅及び車庫兼物置敷地を整備するものであります。第1種農地であります。既存施設拡張事業に該当するものと見込まれるため、許可可能と見込まれます。

番号3については、 番、畑、209㎡に一般住宅を建築するものであります。第1種農地であります。集落接続事業に該当するものと見

込まれるため、許可可能と見込まれます。

議案書18ページをご覧ください。

番号4については、[REDACTED]番、田、626.87㎡に一般住宅を建築するものであります。第1種農地であります。集落接続事業に該当するものと見込まれるため、許可可能と見込まれます。

番号5については、[REDACTED]番、畑、500㎡に一般住宅を建築するものであります。第1種農地であります。集落接続事業に該当するものと見込まれるため、許可可能と見込まれます。

番号6については、[REDACTED]番、畑、282㎡に駐車場を整備するものであります。第1種農地であります。集落接続事業に該当するものと見込まれるため、許可可能と見込まれます。

番号7については、[REDACTED]番、畑、644㎡に駐車場を計画するものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と見込まれるため、許可可能と見込まれます。

番号8については[REDACTED]番ほか4筆、畑・原野、2,175㎡に太陽光発電設備を設置するものであります。[REDACTED]番については今年6月、他の4筆については昨年10月に非農地判定済みの土地であります。太陽光発電設備の設置を計画しており、農用地からの除外が必要となったものです。

議案書20ページから21ページにかけてをご覧ください。

番号9については、[REDACTED]番ほか19筆、原野、22,371

m²に太陽光発電設備を設置するものであります。既に非農地判定済みの土地でありますが、太陽光発電設備の設置を計画しており、農用地からの除外が必要となったものです。

議案書22ページをご覧ください。

番号10については、[REDACTED]番、畑、826.45m²に農家住宅を建築するものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と見込まれるため、許可可能と見込まれます。

番号11については、[REDACTED]番 [REDACTED]ほか1筆、畑・田、983m²に一般住宅を建築するものであります。第1種農地であります。集落接続事業に該当するものと見込まれるため、許可可能と見込まれます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員 議案第60号番号1について、調査結果の報告をいたします。

8月17日午前9時30分、推進委員・大石忠雄委員とともに土地所有者の [REDACTED]さんと事業計画者の [REDACTED]さんと聞き取り及び現地調査を行いました。 [REDACTED]さんと [REDACTED]さんは親子関係で、内容は事務局説明の通りです。現在住んでいる住宅地の前に建てる計画で、生活排水に関しては現在住んでいる排水路に流し、また隣接農地への影響もなく、特に問題はなく許可適

当と考えています。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

5番(松本 太)委員 議案第60号番号2について調査報告をいたします。

8月17日午後、現地にて事業計画者の[]さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。内容は事務局の通りです。現地は回復できないと判断し、顛末書も出ており、やむを得ず許可すると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第60号番号3について調査内容を報告いたします。

8月17日午後、現地にて土地所有者の[]さんの母・[]さんから遊佐幸吉推進委員と私とで聞き取り調査を行いました。内容は事務局の説明の通りです。許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

6番(齋藤弘美)委員 議案第60号番号4について調査結果を報告いたします。

8月16日、土地所有者・[]さんと事業計画者・[]さんより内容を聞き取り、推進委員・安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、代替地もなく隣接農地の営農への影響もないため、農振除外は問題ないと考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

4番(佐藤勝則)委員 議案第60号番号5について調査内容を報告いたします。

8月17日の夕方、土地所有者・[REDACTED]さんに電話をしまして、18日の夕方に現地を確認いたしました。なお、[REDACTED]さんは息子さんになりますが、電話にて親父さんの土地を借りるということで、除外につきましては事務局説明の通りであります。周辺が[REDACTED]さん所有の農地ということもありまして、何ら問題なく許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

15番（佐藤孝志）委員 議案第60号番号6について調査結果を報告いたします。

この案件につきましては顛末書もでております。8月13日のお昼頃ですが、土地所有者・[REDACTED]さんの家にお伺いをし都合を聞いたところ、8月17日午前9時なら都合がよいとのことで事業計画者・[REDACTED]から連絡あったと報告を受け、推進委員の大内信一委員とともにお伺いしました。そこで、書類並びに現地調査を行いました。その結果、書類の内容に間違いないと確認されました。なお、[REDACTED]の[REDACTED]の[REDACTED]氏は仕事の関係で、当日は事務をしている母の[REDACTED]さんと[REDACTED]さん、私と大内信一委員とで調査にあたりました。その結果、内容に間違いがないとのことでありますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

1番（野地太郎）委員 議案第60号7番について調査結果を報告いたします。

事業計画者の[REDACTED]は10日から休み

のため、行政書士の方をお願いをし、お出でいただきました。8月18日に推進委員・堀川英二委員と土地所有者・[REDACTED]氏の母親、行政書士・[REDACTED]氏にお出でいただき、内容に間違いがないことを確認しました。[REDACTED]さんの担当の方の携帯番号もお聞きしましたので、昨日の朝、担当の[REDACTED]さんに連絡を取れましたのでご報告いたします。工場敷地が今回駐車場になってしまうとのことで、やむを得ないと判断いたしました。

以上でございます。

2番（野地さよ子）委員 議案第60号8番についてご報告いたします。

8月11日に土地所有者・[REDACTED]さん、[REDACTED]さんに電話で確認をいたしましたところ、間違いのないことでした。[REDACTED]には今朝電話をいたしまして、間違いのないことでした。許可適当と考えます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第60号9番についてご説明いたします。

8月13日に[REDACTED]に電話をしました。担当者に私の携帯番号を教え、8月16日午後間違いのないことので携帯に電話をいただきました。

既に私たち、以前に非農地判定で現地確認をしているところであり、間違いのないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

8番（安齋喜八）委員 議案第60号10番についてご説明いたします。

8月11日に推進委員・佐久間敏委員と私と土地所有者・[REDACTED]さんと現

地にて確認しました。農家住宅を移転をするということで、現在の土地につくれないとのことで、100mくらい離れた土地に農振除外をして住宅を建築したいとのことでございました。道路を挟んで反対側にも住宅が1軒あり、土地がほかに見つからないとのことでございましたので、特に問題がないため、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

11番（武藤栄利）委員 議案第60号番号11について調査結果を報告いたします。

8月17日に土地所有者の■■■■さんにお会いし、私と石川重彦推進委員とで話しを伺いました。事業計画者の■■■■さんは■■■■さんの孫であります。事務局説明の通りであります。計画地の周りの農地については周辺の方に了解を得ているとのことであります。問題なく、除外適当と判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、採決いたします。

議案第60号1から11について、原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第60号1から11については、原案の通り承認することに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和元年第8回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後3時04分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和元年8月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 武藤 一夫

署 名 委 員 馬場 利正